

三次市特定地域生活排水処理事業 経営戦略

平成29年3月

三次市水道局下水道課

目 次

第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題	
(1) 人口と需要	1
(2) 特定地域生活排水処理施設	1
(3) 特定地域生活排水処理事業の経営	1
(4) サービス	2
(5) 人材育成	2
第2章 経営の基本方針	
(1) 支出の抑制	2
(2) 安定した経営の確立	3
(3) 安定した汚水処理機能の確保	3
第3章 計画期間	3
第4章 投資・財政計画	
(1) 投資についての説明	3
(2) 財源についての説明	3
第5章 効率化・経営健全化の取組	
(1) 人材に関する事項	4
(2) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項	4
(3) 資金不足比率の見直しに関する事項	4
(4) 資金管理・調達に関する事項	4
第6章 事後検証・更新	4

三次市特定地域生活排水処理事業経営戦略

広島県三次市
農業集落排水事業特別会計

第1章 特定地域生活排水処理事業の現状と課題

(1) 人口と需要

国立社会保障・人口問題研究所の平成25年3月の発表によると、平成22年国勢調査を基にした本市の将来推計人口は、平成27年度末53,931人から平成37年度末には48,401人となる見込みです。

平成27年度末における特定地域生活排水処理事業の普及率は、住民基本台帳人口54,324人に対し、処理区域内人口は1,151人で普及率2.1%となっています。

(2) 特定地域生活排水処理施設

<施設>

(平成28年4月1日現在)

地域	供用開始年度	合計基数
君田	平成14～19年度	146
布野	平成13～22年度	129
三和	平成9～17年度	88
和知	平成22～24年度	24
合計		387

当該事業は平成9年度に事業着手し、順次、整備運営を行ってきましたが、平成28年度の整備事業をもって事業の概成とします。

今後は、整備済みの浄化槽387基の維持管理が主体となっていきます。

(3) 特定地域生活排水処理事業の経営

使用料は、浄化槽を使用されている世帯人員数によって金額の違いはありますが、いずれも維持管理費に関係なく定額制となっています。

支出の面においては、今後、経年による施設の修繕費の増加は避けられないと見ていますが、適正な維持管理と早期の対応により、修繕費の増加を極力抑

える必要があります。

また、経費回収率が低いことや、人口が減少する中、維持管理費を確保するため、適正な使用料の検討が必要となります。

【経費回収率】H27 全国平均：59.44

	H27	H28	H29	H30
三次市	64.74 (決算値)	62.92 (予算ベース)	63.66 (予算ベース)	63.54 (予算ベース)
類似団体平均	57.03			

(4) サービス

使用料に係る窓口対応、徴収などを包括的民間委託として、平成22年度から民間企業(㈱暮らしサポートみよし)に委託しています。

使用開始・中止のインターネットによる電子申請受付ができる環境を整備するとともに、土・日曜日についても水道局窓口で営業するなどして、利用者の利便性の向上を図っています。

また、情報公開については、広報紙やホームページ・地元ケーブルテレビなどを通じて積極的に情報を公開する取り組みを進めています。

今後もお客様のニーズを的確に捉え、費用対効果を考慮しながら、サービスのあり方を検討していく必要があります。

(5) 人材育成

市全体の職員定員適正化計画に沿った職員配置と人事の交流となっているため、業務のノウハウや技術の継承が課題となっています。

研修を受講するなどして職員の技術力を確保していく必要があります。

第2章 経営の基本方針

(1) 支出の抑制

施設の点検業務や清掃業務については、コンプライアンスを遵守したうえで、サービス水準を維持しつつもコストダウンが可能な経費について積極的な節

減を図ります。

(2) 安定した経営の確立

事業は、事業運営が続く限り、維持管理費と更新費用の確保のため、定期的な適正な使用料の設定を検討していきます。

(3) 安定した汚水処理機能の確保

安定した汚水処理機能の確保を実現するため、毎年度、年間の点検・修繕を計画的に実施します。

第3章 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間とします。

第4章 投資・財政計画

平成38年度までの投資計画と財政計画は、必要な住民サービスの提供維持と独立採算制を基本原則として収支を均衡させていきます。

(1) 投資についての説明

平成28年度の整備事業をもって事業の概成とし、次年度以降の計画期間内での投資予定はありません。

(2) 財源についての説明

特定地域生活排水処理事業における主な収入は、使用料収入と一般会計繰入金となっています。

使用料収入は浄化槽を使用されている世帯人員数による定額制となっているため、今後の人口減少等を想定し、適正な使用料の設定を検討していく必要があります。

一般会計からの繰入金については、国が示す繰出基準内を基本にするが、必

要に応じて基準外も検討します。

第5章 効率化・経営健全化の取組

(1) 人材に関する事項

事業内容が維持管理のみとなっていることから、他の事業との兼務等を考慮しながら事務の効率化を図ります。

(2) 民間の資金・ノウハウの活用に関する事項

使用料に係る各業務は、水道事業を通じて民間企業に包括的に委託していることにより、窓口サービスの拡大や収納率向上の効果等が見られたことから、今後も委託内容の改善を図りながら、包括的業務委託を継続していきます。

(3) 資金不足比率の見直しに関する事項

平成27年度決算時点においては、地方財政法に定める資金の不足は発生していませんが、今後も資金不足の状態に陥ることのないよう財政状況の健全化に努めていきます。

(4) 資金管理・調達に関する事項

資金管理・運用等については、財務部局と十分協議し、毎年度、当該年度における資金運用計画を策定、実施していくことにより、適切な資金管理に努めます。

第6章 事後検証・更新

毎年度、経営状況を確認し、見直しを3年毎に行います。

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分		年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	[決算見込]												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	34,403	35,269	34,758	34,714	35,851	35,804	36,515	35,705	35,653	35,602	35,550	36,242		
	(1) 営 業 収 益 (B)	22,910	22,896	22,882	22,868	27,440	27,426	27,412	27,398	27,384	27,370	27,355	27,341		
	ア 料 金 収 入	22,910	22,896	22,882	22,868	27,440	27,426	27,412	27,398	27,384	27,370	27,355	27,341		
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)														
	ウ そ の 他														
	(2) 営 業 外 収 益	11,493	12,373	11,876	11,846	8,411	8,378	9,103	8,307	8,269	8,232	8,195	8,901		
	ア 他 会 計 繰 入 金	9,483	10,486	10,676	10,846	7,561	7,678	8,503	7,807	7,869	7,932	7,995	8,901		
	イ そ の 他	2,010	1,887	1,200	1,000	850	700	600	500	400	300	200			
	2 総 費 用 (D)	34,403	35,269	34,758	34,714	35,851	35,804	36,515	35,705	35,653	35,602	35,550	36,259		
	(1) 営 業 費 用	33,362	34,324	33,851	33,851	35,036	35,036	35,796	35,036	35,036	35,036	35,036	35,796		
ア 職 員 給 与 費	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541	8,541			
ウ ち 退 職 手 当															
イ そ の 他	24,821	25,783	25,310	25,310	26,495	26,495	27,255	26,495	26,495	26,495	26,495	27,255			
(2) 営 業 外 費 用	1,041	945	907	863	815	768	719	669	617	566	514	463			
ア 支 払 利 息	1,041	945	907	863	815	768	719	669	617	566	514	463			
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	4,029	13,819	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152		
	(1) 地 方 債		9,600												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債														
	(2) 他 会 計 補 助 金	4,029	3,019	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152		
	(3) 他 会 計 借 入 金														
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金														
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金														
	(6) 工 事 負 担 金		1,200												
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	4,029	13,819	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152		
(1) 建 設 改 良 費		9,600													
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	4,029	4,219	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152			
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

投資・財政計画 (収支計画)

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	[決算 見込]										
収支再差引	(E)+(I)	(J)											
積立金		(K)											
前年度からの繰越金		(L)											
前年度繰上充用金		(M)											
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)											
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)											
実質収支		(P)											
(N)-(O)		(Q)											
赤字		(R)											
赤字比率	(R)/(P) × 100												
収益的収支比率	(A)/(D)+(H) × 100	89.5%	89.3%	88.9%	88.6%	88.8%	88.7%	88.8%	87.8%	87.7%	87.6%	87.5%	87.5%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額	(R)												
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	(S)	22,910	22,896	22,882	22,868	27,440	27,426	27,412	27,398	27,384	27,370	27,355
地方財政法による 資金不足の比率	((R)/(S) × 100)												
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	((T)/(V) × 100)												
他会計借入金残高	(W)												
地方債残高	(X)	93,728	93,809	89,479	84,999	80,472	75,897	71,272	66,964	62,104	57,193	52,228	52,041

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		(決算)	[決算 見込]										
収益的収支分		9,483	10,486	10,676	10,846	7,561	7,678	8,394	7,807	7,867	7,932	7,995	8,901
	うち基準内繰入金	3,282	3,343	3,410	3,478	3,548	3,619	3,582	3,765	3,840	3,917	4,173	4,414
	うち基準外繰入金	6,201	7,143	7,266	7,368	4,013	4,059	4,812	4,042	4,027	4,015	3,822	4,487
資本的収支分		4,029	3,019	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金	4,029	3,019	4,330	4,480	4,527	4,575	4,625	4,944	4,995	5,046	5,099	5,152
合 計		13,512	13,505	15,006	15,326	12,088	12,253	13,019	12,751	12,862	12,978	13,094	14,053